

はじめに、ごみ問題について質問します。

最初にごみ焼却についての考え方についてお聞きします。

結論から申し上げますと、私は日本が行っている焼却一辺倒のごみ処理方式を転換する必要があると考えています。環境負荷が大きく、先進国の中でも一般的ではないからです。

盛岡市が進める県央ブロックごみ処理施設建設計画は、2018年度末に東北自動車道盛岡インターチェンジ付近を最有力候補として住民との協議を行うことを決定し、近隣地区で住民説明会を実施しておりますが、根強い反対があります。私も何人かの方から「反対して欲しい」と言われました。その様な声をお寄せいただいたみなさんに「建設されるごみ焼却場が分散型のものなら建てても良いですか」と聞くと、全員が「それでも嫌だ」とお答えになりました。

ごみ焼却場はいわゆる『迷惑施設』です。ダイオキシンや煤煙は技術の進歩により発生の抑制が進みましたが、それ以外にもごみの焼却によって重金属やPM2.5等のガスが発生しますので健康被害を不安視する人がいるのは当たり前です。そういう不安は数値を見て収まる性質のものではありません。なので今後も更新の度に、つまり約30年スパンで盛岡市は建設反対の声に対応しなければならないことが予想されます。

また、CO2削減という観点からもごみ焼却は好ましくありません。たとえその70%以上をサーマルリサイクルとしてエネルギー回収しているとしても、燃やさずに済むのであればそちらの方が地球温暖化防止には役立つはずです。サーマルリサイクルは一時的な経過措置にしか過ぎません。

OECDの統計によれば2008年度のごみ焼却場の数は日本が一番多く1,893か所。二番目に多いアメリカの168か所と比較してもその数は10倍以上です。2013年時点でOECDヨーロッパのごみ処理は焼却が25%、リサイクルと堆肥化が40%なのに対して日本はごみの77%を焼却し、リサイクルと堆肥化はたったの19%です。

日本のごみ処理は焼却に偏っておりますが、そのことがあたりまえと受け止められ、疑問を持つ人が少ないことがとても問題だと感じます。

私には東日本大震災のボランティア活動を通して知り合いになったロンドン在住の知人がおります。盛岡出身の方で、初夏に帰省した際に会うことが出来ました。その時、何の気なしに「ロンドンってごみ問題はないの?」と聞いたのです。返ってきた答えは「今はプラスチックの海洋投棄が大問題になっていますよ。ほら、例のマイクロプラスチックで

海の生き物が大変なことになっているので。だから日本に帰ってきてびっくりしましたよ。プラスチック容器、多すぎませんか？。「いや、確かにプラスチックが多いのは問題だと思うけど、そういう話じゃなく」と、私は盛岡の広域ごみ処理場の話をしました。「ロンドンってそういうことは問題にならないの？」彼女はしばし考えた後「ロンドンにはごみ焼却場はありませんよ。多分、全部埋め立てをしています」と答えたのです。

ロンドンの1km<sup>2</sup>あたりの人口は5,000人以上です。盛岡の1km<sup>2</sup>あたりの人口は330人程度。地形等を無視した大雑把な見方ですが、ロンドンで出来るならば、盛岡でも焼却のみに頼らないごみ処理が可能ではないでしょうか。ご所見をお聞かせください。『県央ブロックごみ処理施設』の稼働を予定している2029年までのことだけではなく、それ以降についても、盛岡市にとってどのような形のごみ処理が適しているのかを伺います。

次に『盛岡市ごみ減量化行動計画』に関連して伺います。

ごみの総量を減らすのと同時にリサイクル率の向上に力を入れるべきだと考えますが、そのために必要と考えていることをお知らせください。また、回収したプラスチックごみの『マテリアルリサイクル』『ケミカルリサイクル』『サーマルリサイクル』の割合はどうなっていますか。『サーマルリサイクル』を減らすための施策はどのようにお考えですか。

徳島県上勝町は2003年に『ゼロ・ウェイスト宣言』を行い2020年の達成に向けた活動をしています。盛岡広域圏を構成する自治体のひとつである葛巻町も近い将来にはごみの焼却をやめる方向だと聞きました。ごみ焼却をやめていく自治体についての評価をお聞きします。

私は盛岡市もゼロ・ウェイストを目指し、達成年度を設定した上で、そこから年度ごとのごみ減量目標値を決めるべきだと思います。現在の目標値はどのような観点から決めておられますか。

『リサイクルできるものの分別が細かくなればなるほど、分別すること自体に抵抗感を示す人が増える』という話を聞きます。ならば分別する仕事を作ったら良いのではないかと思います。ごみ減量優等生の国では分別工場を持っている所も多く、トータルコストから考えればごみ焼却の方法と比較してもそれほど高額になるとは思えません。何よりも労働者の数が焼却方式よりも多くなると考えられることから、今以上に地域経済に寄与すると思います。ご見解を伺います。

さて、現在進められている県央ブロックごみ処理施設の建設計画について伺います。

まず、確認をさせていただきます。県央ブロックごみ・し尿処理広域化推進協議会は盛岡広域振興局管内 3 市 5 町と一部事務組合 6 団体によって構成されるものですが、構成団体の脱会などがあった場合、計画変更が行われますか。

次に最終候補地の決定について伺います。

市議会においても「決定には住民合意が不可欠である」という趣旨の発言が何度もされ、3 月 25 日には谷藤市長もその決定時期について「住民の理解が深まったとき」と発言しています。どういう方法で理解を得られようとしているのか、お知らせください。

現クリーンセンター建設時にも大きな建設反対の声がありました。建設後も周辺自治会・町内会の方からの「コミュニティの対立が尾を引いて嫌だった」という声を何度か耳にしました。これを繰り返してはいけないと思います。

ごみ処理施設建設地決定の方法としてよく例に出されるのは武蔵野市の取組です。激しい反対運動によって頓挫した計画を立て直すために市民参加組織「クリーンセンター建設特別市民委員会」が作られたのは 1979 年のことですが、徹底した話し合いを重ねることや、その過程を積極的に公開していくことなど、現在でもこの実践から学ぶことは多いと思います。

盛岡市はこの間、地域での説明会を何度か行ってきていますが、その手法について市民から寄せられた批判的な意見はどのようなものがありますか。また、それに応えるために何を、どのように変えていくべきだとお考えですか。

項目の三つ目、食品ロス削減について伺います。

『食品ロスの削減の推進に関する法律』が 5 月 31 日公布、10 月 1 日に施行されました。この法律によって国・地方公共団体は、食品ロスの削減に関する施策を総合的に策定し、実施する責務を有するとされました。県や市町村は国の基本方針を踏まえ、区域内における食品ロスの削減の推進に関する計画を定めるよう努力せねばなりません。11 月 25 日に開かれた『食品ロス削減推進会議』では基本計画の骨子案が示され、自治体が『食品ロス削減計画』を作るように促すことや『フードバンク』の取組を国として支援することなどが話し合われたとのことでした。

まず『食品ロス削減計画』について伺います。

農林水産省では 2000 年の食品リサイクル法成立以降、食品関連事業者による発生抑制の取組が一定程度進展してきたことや『第四次循環型社会形成推進基本計画』における家

庭系の目標を踏まえ、事業系も同様に 2030 年度までに半減させる目標を設定しています。これに沿えば盛岡市で削減すべき食品ロスの量はどのくらいになりますか。現在の食品ロス量と共にお知らせください。また、どのようなものがどれくらい出ているのかもお知らせください。

『食品ロス削減計画』の策定は努力義務とされています。私は盛岡市で是非策定していただきたいと考えておりますがご所見をお聞かせください。また、策定する方向の場合、いつまでに、どのようにして作るお考えかをお知らせください。

次に食品ロス削減のためのフードバンク運動への支援について伺います。

私は基本方針にフードバンク運動への支援が盛り込まれたことを大変評価しています。

日本で初めてのフードバンクが誕生したのは 2000 年頃ですが、この約 20 年間に多くの方々の共感を得、近年においては食品ロスを減らすだけでなく、生活困窮者の支援活動として認められた結果だと思えます。

岩手県では盛岡市に本拠地を置く『フードバンク岩手』が 2014 年から活動をしていますが、当初から盛岡市との協働の取組が重要だと感じてきました。それは生活困窮者や子どもを支援する部署との連携の強化によって食品提供システムの構築が進んだことでそう思いましたし、フードバンクポストの設置等によって活動への信頼度が高まれば、市民や企業からの食品提供の後押しになるとも思いました。この『市民協働』や『多機関連携』を更に進めなければなりません。『食品ロスの削減の推進に関する法律』が施行されるという新たな段階に入った現在、量的にも質的にも今まで以上の取組が盛岡市にも求められていると思えます。

2018 年度、フードバンク岩手には 17,145 kg の食品が寄贈され、19,803 kg が必要とする方に提供されました。活動を始めて 5 年目にして初めて、入って来る食品よりも出ていく食品の方が多くなったのです。この傾向は 2019 年度も続いており、食品の提供依頼が増える年末なのに「今まで足りない事はなかった米も足りない」のだそうです。「もし、ここにいる皆さんの中で食品寄贈が可能な方がいらっしゃれば、フードバンク岩手までご連絡ください」と、この場で私が言うほど深刻な状況だと感じました。

供給する食品が増えた原因として考えられるのは、フードバンク活動が広範に知られたこと、子ども食堂など子ども支援・学習支援活動の広がり、過去には出来なかった生活保護世帯への提供が認められたこと等が挙げられます。つまり今までも、満足な食事すら出

来なかった人たちが沢山いた、そしてそれが放置されていたということです。ですから、フードバンク岩手が今後も慢性的な食品不足に陥る可能性は否定できません。地方自治法第一条の二に『住民の福祉の向上』を掲げる私たちは、これらの食品提供をフードバンク任せにすることなく、知恵を出し、力を注がなければならないと考えます。

食品ロスを減らし、食に事欠く人たちへの食品提供を円滑に行うために、フードバンクへの支援策を3つ提案します。

ひとつは協力企業を増やす広報活動の実施です。

『持続可能な開発目標（SDGs）』が国連で採択されました。海外展開を行う企業のみならず、海外からの投資や消費者からの選択を考慮し、これに取り組む企業が増えています。フードバンクの取組はSDGsに挙げられている『目標1 貧困をなくそう』『目標2 飢餓をゼロに』『目標12 つくる責任つかう責任』そして生ごみを焼却している盛岡市には『目標13 気候変動に具体的な対策を』も関わりますし『目標17 あらゆるパートナーシップ』はすべてにおいて重要です。このことを是非、盛岡市内の企業に知らせていただきたい。

企業が出来ることは食品の提供だけではありません。最近、自社の配送作業のついでにフードバンクポストに寄贈された食品の回収をしてくださる協力企業が現れたと聞きました。こういう企業が増えれば『回収に充てる人手が足りない所為でフードバンクポストが増やせない』という問題が解決します。

二つ目は、協力企業に対して税制や入札制度上で、何らかのインセンティブを付与することです。

三つめは協力金の付与です。すでに三鷹市と狛江市では実施しています。

以上3点について、ご見解をお聞かせください。

次に市立図書館について伺います。

まず初めに、公立図書館の社会的な役割や自治体が図書館を設置する意義をどのようにお考えかお聞かせください。図書館法の第三条『図書館奉仕』にざっくりと規定されておりますが、ここで記されている役割は時代によって変化するものです。現在、盛岡市はどうお考えですか。

文科省は2009年7月から『これからの図書館の在り方検討協力者会議』を2年間に渡り開催しました。図書館の役割の変化を感じているからに他ならないと思います。最近では2018年の鳥取県立図書館と県内市町村立図書館の取組など『居場所としての図書館』

を作る試みも活発になっています。先にお聞きした図書館の役割や設置の意義から導き出した盛岡市の図書館運営や取組についてお知らせください。

さて、盛岡市立図書館の耐震化大規模改修が目前に控えています。10月定例会では神部議員に対する答弁で、改修に係るアンケートと高校生からの聞き取り調査の結果がございました。私は以前から近隣高校生の市立図書館利用が少ないことをお話してきましたが、このアンケート等によってその理由が解明されましたか。分析をお知らせください。

私は時代が要請する図書館機能の中で不足しているのは『交流・くつろぎ』と『イベント開催等の集団活動』に corres ponding 部分だと考えます。アンケートや聞き取り調査に寄せられた要望の中にも「図書館を居場所スペース、交流スペースとして利用したい」という趣旨のものがあ り、また盛岡市図書館協議会からも「単なる改修ではなく知の拠点・交流場所として機能拡充すべきだ」という要望が寄せられていました。前述の『これからの図書館の在り方検討協力者会議』では『施設に多少の追加投資を行うことによって、利用者や他の機関にとっての価値を増加させることができる』という意見が議論概要に明記されています。折角の大規模改修の機会です。時代が要請する図書館機能を満たす施設を作るべきです。2018年12月13日の本会議一般質問で私がお話した通り、図書館の交流機能が高まることによって他部署が取組む行政課題を進展させることも可能です。それは長期的に見た場合、盛岡市に大きな利益をもたらすと考えます。市立図書館の『交流・くつろぎ機能』を充実させてほしいという要望に対し、盛岡市はどのように対応するのでしょうか。設計の方向性についてお知らせください。また、先日行われた図書館協議会の協議について、この件に関するものがあれば併せてお答え願います。

最後の項目として障害者差別解消法に関わって二つ伺います。

2016年に施行された障害者差別解消法は障害を理由とする差別を禁止し、差別解消の為に「不当な差別的取扱いの禁止」と「合理的配慮の提供」を定めています。

さて先日、木伏緑地のパークPFI施設に行ったという車いすの方から「スロープ設置の入り口が以前よりも交差点から遠くなった。新設の施設なのにおかしい」というご意見をいただきました。設計の際に障がいを持つ方々への聞き取りをするなど、配慮がされたかどうかについて伺います。

2019年は選挙が多い年でした。「体の具合が悪くて投票に行けない」という声も幾度か耳にしました。郵便投票は対象者が限定されています。私の知っている方で「自分は郵便

投票の対象者だが運転が出来るので投票所に行ける。妻は対象に達していないが行けない」という方がおります。また、病院投票も実施していない病院や施設があります。このような方々へ合理的配慮が必要だと考えますがご所見をお聞かせください。